4. 【第4節 鉄 筋】

1 一般事項

- (1) 本節に定める参考歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (2) 鉄筋加工は、実状により工場加工又は現場加工を選択する。
- (3) 鉄筋の標準的な構成比率は、下記のとおりとする。

鉄筋コンクリート造建物の太物鉄筋構成比率

(%)

サイズ	D16	D19	D22	D25	#
構成比	0.4	2. 9	16. 5	80. 2	100

鉄骨鉄筋コンクリート造建物の太物鉄筋構成比率

(%)

サイズ	D16	D19	D22	D25	D29	計
構成比	17.6	4.8	11.0	55. 9	10.7	100

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の細物鉄筋構成比率

(%)

サイズ	D10	D13	計
構成比	60.0	40. 0	100

2 参考歩掛り

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 建築構造物等の鉄筋加工、組立、ガス圧接及び鉄筋運搬に適用する。
- 口. 鉄筋加工及び組立において細物とはD13以下、太物とはD16以上とする。
- ハ. 小型構造物の鉄筋加工及び組立は、工作物の基礎等で1か所当たり1m³程度のコンクリート量で点在する構造物及び高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。また、現場加工を標準とする。